

いきいき亀山

発行 日本共産党亀山市議団

亀山駅周辺整備事業特別委員会の報告

地権者の犠牲の上に成り立つ事業



1月30日に亀山駅周辺整備事業特別委員会が開かれました。この会議で議論が集中したのが、権利変換計画で全員合意がどこまで進んでいるのかでした。市は土地、建物の評価のための調査に応じてもらえない1人に対して昨年末、都市再開発法により「外観」で調査をしたことを明らかにしました（これですべて調査が終わったこととなります）。

同意者は85%で、全員合意には至っていない

そして土地、建物の調書（評価額を示した書類）には、46人の地権者（一軒で地権者が複数いる場合があるので世帯数にすればもっと少ない）中、85%以上の地権者が同意していると答弁。これに対して委員から「%ではなく人数で答えよ」と追及があり、市は不同意の地権者数を「6～7人」と答弁しました（1月31日付の中日新聞の記事「1人が不同意」は正確ではない）。

方針を一転し、法的手段を使うことも

問題は「大多数が合意」すればいいというのではなく、これまで議会で再三再四「権利変換計画では全員合意が必要」、「全員合意なしでは事業は進められない」と答弁してきたように全員合意が絶対条件です。ところが方針を一転し、法的手段を使うこともあると答弁。内容は都市再開発法により、同意しない地権者によって市長（市職員）が調書に押印するというものです。ここまで強制的にできる法律になっており、個人の権利などは全く無視されているのです。

これまでもことごとく答弁を覆してきた

これまで都市計画決定の時も組合設立の時もそうでしたが、市はそれまで「全員合意が必要」だと地権者や議会に再三説明をしながら、それが難しいとなるとそれを平気で覆してこれまで言わなかった都市再開発法を持ち出し、強行突破する一こんなやり方をこの権利変換計画でもやろうとしているのです。

全員合意が得られなければ事業は中止すべき

地権者の土地や建物はそれこそ一生かかって築いた物であり、権利変換計画に同意するかどうかは人生で大きな決断になります。「全員合意」という市民への説明を覆して進めるやり方はやめるべきです。また市は事業を前に進めることしか考えていませんが、全員の合意が得られないのなら事業は中止すべきです。

亀山新橋の架替えも市民説明会も知らされず

この特別委員会で服部こうき委員が質したのは、亀山新橋の掛け替え工事のことも市民説明会のことも議会には事前に報告がなく、市民からの連絡や市広報で知らされるといふ議会無視の市の姿勢です。

8月から橋の架け替え工事が始まり、通学路を変更



亀山新橋の架け替え工事は、亀山中学校の地区集会に参加した方から知らされました。市は年末に亀山中学校と亀山西小学校を訪問し、8月に予定される亀山新橋の架け替え工事で1年半ほど橋が通れなくなるため、通学路を変更することになるので保護者の意見を聞いて欲しいと依頼しています。

このため学校側は早速、地区集会で保護者などに説明をしました。ところが議会は亀山新橋が計画に入っていることは聞いていましたが、学校が保護者にこうした説明をすることは全く報告がありませんでした。

2月22日の市民説明会を市広報で知った

もう一つは2月1日の市広報に、この事業についての市民説明会が2月22日（土）に行われるという記事が載りましたが、これも事前に議会に報告はありませんでした。

こうした「議会への報告は後回し」は、再三議会から注意しても改まりません。これでは市と議会の信頼関係は成り立たないのです。このことを服部こうき委員が質しましたが、出席した西口副市長から反省の言葉はありませんでした。

こんなことが続くようなら特別委員会を開く意味がありません。

市民説明会 2月22日（土） 午前10時30分から正午
市役所3階大会議室

こぞって参加しよう！

市長などが訪問 なぜか事前に知らせず

特別委員会で櫻井市長、小林理事長、桜井副理事長による地権者への事業協力要請が1月26日に行われたという報告がありました。この訪問は、なぜか事前に地権者には連絡しなかったため、会うべき人に会えなかったとのこと。

一方でこの日、自宅にいたのに訪問がなかった地権者もいたとのこと。

不思議なのは、忙しい中折角、訪問するのに事前に連絡をせず、会うべき人に会えなかったり、どういう理由かわかりませんが地権者でも訪問しなかった人がいたりということです。あまりにも計画性がありません。

結果としてこの日の訪問は、特別委員会などで「地権者を訪問した」という市長のパフォーマンスだったのではないかといわれても仕方がありません。